

1 過去の不当な取引制限に関する警告事案

件 名 (公表年月日)	内 容
中部電力ミライズ株式会社及び東邦瓦斯株式会社に対する件 【家庭用の都市ガス等及びF I T制度による電気の買取期間満了後の電気の買取】 (令和6年3月4日)	中部電力2社（中部電力株式会社（以下「中部電力」という。）及び中部電力ミライズ株式会社（以下「中部電力ミライズ」という。）※1）及び東邦瓦斯株式会社（以下「東邦瓦斯」という。）は、①東邦瓦スの都市ガス供給区域における家庭用の都市ガス及び電気の小売供給に係る取引について話し合いを行い、その際、中部電力が東邦瓦斯に対して中部電力の料金より値下げしないことを求め、②中部電力の電気供給区域におけるF I T制度※2による電気の買取期間満了後の電気の買取りに係る取引について話し合いを行い、その際、中部電力が東邦瓦斯に対して中部電力の買取価格よりも大幅に上回るものにしないことを求めて、同分野における競争を実質的に制限していた疑いがある。 ※1 中部電力ミライズは、令和2年4月1日に、中部電力から吸収分割により都市ガス及び電気の小売供給を行う事業を承継した者であり、中部電力は、同日以降、同事業を営んでいない。 ※2 再生可能エネルギーを用いて発電された電気を一定の期間及び価格で電気事業者が買い取ることを義務付ける制度。
中部電力ミライズ株式会社及び株式会社シーエナジーに対する件 【L N Gの供給】 (令和6年3月4日)	中部電力2社（中部電力株式会社（以下「中部電力」という。）及び中部電力ミライズ株式会社（以下「中部電力ミライズ」という。）※注）及び株式会社シーエナジー並びに東邦瓦斯株式会社は、愛知県、岐阜県及び三重県に所在する需要家向けのL N Gの供給に係る取引において受注調整を行って同分野における競争を実質的に制限していた疑いがある。 ※注 中部電力ミライズは、令和2年4月1日に、中部電力から吸収分割により都市ガス及び電気の小売供給を行う事業を承継した者であり、中部電力は、同日以降、同事業を営んでいない。

2 参照条文

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（抄）

【定義】

第二条 （略）

②～⑤ （略）

⑥ この法律において「不当な取引制限」とは、事業者が、契約、協定その他何らの名義をもつてするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

⑦～⑨ （略）

【私的独占又は不当な取引制限の禁止】

第三条 事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。